

四国地方整備局訓令第 7 号

土器川流域学識者会議規約を次のように定める。
平成 22 年 10 月 20 日

改正 平成 30 年 9 月 12 日 四国地方整備局訓令第 6 号

四国地方整備局長



土器川流域学識者会議規約

(趣 旨)

- 第 1 条 「土器川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に土器川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。
- 1 土器川水系河川整備計画（「以下、河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法 16 条 2 第 3 項）
 - 2 河川整備計画策定後の点検
 - 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）
 - 二 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）

(構 成)

- 第 2 条 委員は、土器川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。
- 2 学識者会議は、委員 7 名で構成する。
 - 3 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

- 第 3 条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
 - 3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

- 第 4 条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、香川河川国道事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。

- 2 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 学識者会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(雑 則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

この規約は、平成22年11月12日から施行する。

この規約は、平成30年 9月12日から施行する。

土器川流域学識者会議規約 新旧対比表

条項	旧	新
(趣旨) 第1条	土器川水系河川整備計画を策定するにあたり「土器川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うことと、学識経験を有する者が意見交換を行うことと、河川法第16条の2第3項の規定に基づきそれぞれの立場から四国地方整備局長（以下「局長」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に土器川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。	「土器川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うことと、次に掲げる事項について、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に土器川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。 1 土器川水系河川整備計画（以下、河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法16条2第3項） 2 河川整備計画策定後の点検 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価 一 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領） 二 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）
(構成) 第2条	委員は、土器川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。 2 学識者会議は、委員7名で構成する。 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	変更なし
(議長) 第3条	学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。 3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	変更なし
(事務局) 第4条	学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、香川河川国道事務所に属する職員をもって充てるものとする。 3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。	変更なし
(会議の開催) 第5条	学識者会議は、局長が開催する。	変更なし
(情報公開) 第6条	学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。 2 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。 一 学識者会議の秩序を乱した者 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者	変更なし
(雑則) 第7条	この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関して必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。	変更なし
(附則)	この規約は、平成22年11月12日から施行する。	この規約は、平成22年11月12日から施行する。 この規約は、平成30年9月12日から施行する。

※赤字：改定箇所